

医保第410号
令和6年1月29日

各医療機関管理者様

奈良県福祉医療部医療・介護保険局医療保険課長

福祉医療費助成制度における現物給付対象年齢拡大の実施について（依頼）

平素は本県の福祉行政に格別のご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度本県全市町村におきまして、下記のとおり福祉医療費助成制度の改正を予定しております。

つきましては、制度改正以降にご来院される県民の皆様への対応にご協力いただきますとともに、レセコンシステムの改修についても、各医療機関様より各レセコン業者にご依頼いただきますようお願いいたします。なお、公費負担者番号及び一部負担金の内容につきましては、確定後に改めてお知らせさせていただきます。

ご不明点等ございましたら下記連絡先までお問合せください。ご多忙の折りにお手数をお掛けし大変恐縮ではございますが、何卒ご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

記

1. 対象医療制度

- ・子ども医療費助成制度
- ・心身障害者医療費助成制度
- ・ひとり親家庭等医療費助成制度

2. 改正内容

18歳年度末までの現物給付拡大

【現行】(奈良市のみ) 15歳年度末まで現物給付
(奈良市以外) 6歳年度末まで現物給付

3. 開始時期

令和6年8月1日診療分

【連絡先】

奈良県福祉医療部医療・介護保険局医療保険課
指導・福祉医療係 池本・大西

TEL: 0742-27-8546(直通) FAX: 0742-27-0445

Mail: iryohoken@office.pref.nara.lg.jp